

杉並区子ども・子育て会議資料
令和 6 年 3 月 18 日
子ども家庭部子ども政策担当

子どもと子育て家庭の実態調査の結果について

杉並区基本構想に掲げる「すべての子どもが、自分らしく生きていけるまち」の実現に向け、子どもと子育て家庭の生活実態を把握し、今後の子育て支援施策の参考とするため、標記調査を実施いたしました。今般、調査結果がまとまりましたので、概要について報告いたします。

1 調査の対象及び方法

令和 5 年 7 月 6 日時点で区内に在住する下記該当者（対象となる子どもの年齢ごとに住民基本台帳から無作為抽出）に対し、調査票を郵送（回答は、郵送・一部インターネット）。

未就学児の保護者以外の調査対象者数は、各年齢 500 件と設定（全体で保護者 9,500 件、児童 4,500 件）。

区分	調査対象	調査方法	回答数（率）
保護者票	未就学児の保護者（3,500 件）	郵送配布、 インターネット回収	1,449 件（41.4%）
	小学校 1～3 年生の保護者		542 件（36.1%）
	小学校 4～6 年生の保護者	郵送配布、郵送回収	536 件（35.7%）
	中学生の保護者		557 件（37.1%）
	16～18 歳の保護者		509 件（33.9%）
子ども票	小学校 4～6 年生の児童	郵送配布、郵送回収	496 件（33.1%）
	中学校 1～3 年生の生徒		494 件（32.9%）
	高校 1～3 年生相当（16～18 歳）		428 件（28.5%）

全年齢層の有効回答数（率）は、子ども票 1,418 票（31.5%）、保護者票 3,593 票（37.8%）

2 調査結果

添付「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査報告書」のとおり。

3 調査期間

令和 5 年 8 月 8 日から 9 月 15 日まで

4 生活困難層の割合について（報告書より抜粋）

		未就学児	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	16～18歳	全体	
生活困難層	計	9.9%	10.4%	8.6%	9.2%	13.4%	10.2%	
	内訳	困窮層	2.7%	2.1%	2.6%	1.9%	4.0%	2.7%
		周辺層	7.2%	8.3%	6.0%	7.3%	9.4%	7.5%
一般層		90.1%	89.6%	91.4%	90.8%	86.6%	89.8%	

	未就学児	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	16～18歳	全体
①低所得	1.6%	3.2%	2.9%	4.3%	5.1%	3.0%
②家計の逼迫	4.2%	4.8%	4.2%	3.0%	5.4%	4.3%
③子どもの体験や所有物の欠如	7.0%	4.8%	4.7%	4.3%	7.1%	5.9%

※本報告における「生活困難度」の取扱い（詳しくは、添付資料8ページを参照）

本報告では、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターの手法を参考に、子どもの生活における「生活困難」を以下の3つの要素（①低所得②家計の逼迫③子どもの体験や所有物の欠如）から分類した。

① 低所得

「低所得」の定義は、世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を、世帯人数の平方根で除した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯とする。

② 家計の逼迫

「家計の逼迫」は、経済的な制約を子どもに課し、生活水準を低下させるだけでなく、親の心理的なゆとりや、心身的健康状態の悪化を通して子どもに悪影響をもたらす可能性があると言われていたため、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況とする。

③ 子どもの体験や所有物の欠如

上記①と②は、世帯全体の生活困難を表すが、子ども自身の生活困難を表す指標として、「子どもの体験や所有物の欠如」を用いる。ここで用いられる子どもの体験や所有物とは、日本社会において、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品であり、全15項目のうち3つ以上が該当している場合に、「子どもの体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。

◇生活困難の要素による生活困難度の分布

分類		内容
生活困難層	困窮層	2つまたは3つの要素に該当
	周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層		いずれの要素にも該当しない

5 今後の取組

令和6年度からの実行計画に基づき、子どもの貧困対策を推進するとともに、本調査結果について関係各課で共有し、今後区が取り組むべき内容について検討を進める。